

## 企業内弁護士になる方（新人・中途）向けQ&A

2015/10/22 弁護士業務改革委員会 第3部会

Q 1. 弁護士登録をする場合、費用はいくらかかりますか。

A 1. 会館負担金会費40万円、入会金3万円、登録料（日弁連）3万円、入会調査賦課金1万円の合計47万円です。

ただし、司法修習終了後1年以内に初めて登録請求をされる方は、登録料は1万円、入会調査賦課金は不要となりますので合計44万円です。

また、登録免許税として収入印紙（6万円）が必要です。

登録費用に関するお問い合わせは、総務部財務課（TEL：06-6364-1232）へ、登録書類の請求等は総務部総合管理課（TEL：06-6364-1225）へご連絡ください。

Q 2. 登録費用は一括して支払う必要がありますか。

A 2. 会館負担金会費、入会金及び登録料等については登録請求の際に一括して支払う必要がありますが、司法修習終了後1年以内に登録請求をされる方（登録換え入会を含む。）は、会館負担金会費については分割して支払うことも可能です。分割方法としては、以下の2通りがあります。

①登録請求の際に20万円を支払い、登録後半年以内に20万円を支払う。

②登録の1年後から4年後まで毎年10万円ずつ支払う。

Q 3. 司法修習終了後、新規登録を行うに際して、所属予定企業の意向により、1月登録を希望していますが、12月登録と1月登録で何か違いはありますか。

A 3. 基本的に大きな違いはありませんが、当然ながら1月登録の場合は、12月中に弁護士として活動することはできない一方、12月分の会費は発生しないといった違いがあります。また、1月登録の場合は、12月登録の場合よりも登録番号が大きな数字となったり、経歴において登録年が1年遅くなるといった違いもあります。

Q 4. 大阪で法律事務所に勤務しているのですが、法律事務所を退所して大阪府内にある企業の企業内弁護士となることとなりました。どのような手続きをとることが必要でしょうか。

A 4. 登録事項（事務所）の変更手続きが必要ですので、「登録事項変更届書」（届書は日弁連の会員専用サイトまたは、大阪弁護士会の会員専用サイトからダウンロード可能です。）を提出してください。費用は2000円です。

詳細は総務部総合管理課（TEL：06-6364-1225）にお問い合わせ下さい。

Q 5. 東京で企業内弁護士として勤務しているのですが、大阪で勤務することになりました。大阪弁護士会に登録換えをする場合の手續にかかる時間、費用について教えてください。

A 5. まずは、現所属弁護士会に届出る必要がありますが、大阪弁護士会との関係では、常議員会の審理・承認が必要であり、その前提として、常議員との面談が必要となります。よって、異動前に、大阪に出張して面談を受けて頂かなければなりません。

登録換え請求から登録換え完了までは約1か月半から2か月かかります。登録換えが完了するまでは現弁護士会の所属となりますので、注意してください。登録換えにかかる費用は会館負担金会費40万円、入会金3万円、登録料（日弁連）が5000円、入会調査賦課金1万円の合計44万5000円です。

Q 6. 企業内弁護士として勤務するに際して特に必要な手續はありますか。

A 6. 営利業務従事届出書の提出が必要です。なお、届出に際しては、会社の商業登記簿謄本（原本1部、写し2部）の添付と賦課金5000円の納付が必要となります。また、届出事項に変更が生じた場合や廃止の場合も届け出ていただく必要があります。

詳細は総務部総合管理課（TEL：06-6364-1225）にお問い合わせ下さい。

Q 7. 弁護士登録した後、どのような費用が発生しますか。

A 7. 大阪弁護士会及び日本弁護士連合会会費の支払いが必要となります。金額は月額合計4万1000円が原則ですが、司法修習終了後2年以内の会員については、大阪弁護士会及び日本弁護士連合会の各一般会費の減額措置があり、さらに司法修習終了後2年を越え4年以内の会員については、大阪弁護士会一般会費の別途の減額措置があります。また、登録の際の申請により、大阪弁護士会会費のうち会館特別会費の一部または全部を納入延期することができます。

詳細は総務部財務課（TEL：06-6364-1232）にお問い合わせ下さい。

Q 8. 会費を支払わなかった場合、どうなりますか。

A 8. 6か月以上滞納した場合は懲戒処分の対象となり得ます。

Q 9. 企業内弁護士の会費の負担方法はどのようにしていることが多いのでしょうか。

A 9. 所属企業が負担していることが多いようです。支払方法は、所属企業が直接支払う場合と、所属企業が企業内弁護士に対して給与等に会費分も上乘せして支払

い、企業内弁護士自身が会費を支払う場合の2通りがあるようです。なお、所属企業が支払う場合は、大阪弁護士会に対して、一定期間分の会費に係る請求書の発行を要請することも考えられます。会費の負担方法については、入社前に所属予定企業に確認、協議しておくといでしょう。

Q10. 大阪弁護士会に新規登録するに際して、受講が必要な研修はありますか。

A10. 当会に入会前に通算1年以上の弁護士経験を有しない方は、新規登録弁護士研修の受講が必要です。新規登録弁護士研修は、集合研修、個別研修及び会務研修から構成されます。集合研修は5項目あり、弁護士会館に集合して研修を受講します。個別研修は、必修項目、選択必修項目を設け、指導弁護士の指導のもとに実務研修を行います。詳細は、入会後に配布する『新規登録弁護士研修の手引き』をご参照下さい。

また、当会に入会前に通算1年以上の弁護士経験を有する場合でも、当会への登録が初めての方は、「新入会員研修」の受講が必要となります。

詳細は総務部研修課（TEL：06-6364-1684）にお問い合わせ下さい。

Q11. 登録以降も毎年研修を受ける義務（継続研修義務）はあるのでしょうか。継続研修義務の内容についても教えて下さい。

A11. 大阪弁護士会会員には継続研修の履修義務が課されています。具体的には、年度ごとに10単位（10時間分）の研修を受講することが必要です。なお、年度途中で入会された場合は、特例として、入会日が属する年度と翌年度で通算10単位を履修していただくことで足りる。詳細は、入会後に配布する『継続研修の手引き』をご参照下さい。

Q12. 業務時間中に弁護士会館に研修を受けに行くのは難しいのですが、継続研修義務を履行するにはどうすればよいでしょうか。

A12. 研修は平日夜や週末に開催されるものもあります。また、研修によっては、大阪弁護士会の会員専用ホームページから配布資料をダウンロードし、音声又は動画によりいつでも受講できるものもあります。ただ、音声等による受講は、代替措置扱いとなりますので、履修認定を受けるには、200字程度の要旨（レポート）を作成して提出し、研修センター運営委員会の承認を得ることが必要です。

Q13. 研修を受講するのに、費用はかかりますか。

A13. 新規登録弁護士研修の各メニューはすべて無料です。また、継続研修も原則無料ですが、一部有償の研修もあります。その場合の費用は、最大2000円程度です。

Q14. 継続研修義務または新規登録弁護士研修を履行しなかった場合は、どうなりますか。

A14. 正当な理由なく履修しない場合は、会長から履修勧告を受ける場合があります。

Q15. 公益活動参加義務はありますか。公益活動の内容についても教えてください。

A15. 公益活動参加義務はあります。具体的には、年度毎に、以下の①から⑥のいずれかの活動を行うことが必要です。

- ①大阪弁護士会が実施し、又は大阪弁護士会が地方自治体等から受託した法律相談
- ②国選弁護人あるいは国選付添人としての活動
- ③刑事当番（私選紹介）弁護士としての活動
- ④法テラスの法律相談担当あるいは法律扶助事件の受任弁護士としての活動
- ⑤大阪弁護士会、日弁連又は近弁連の委員会活動（年間6回以上の参加が必要）
- ⑥その他会長が常議員会の決議に基づいて定める活動

Q16. 刑事弁護活動（国選事件等）を行うことは義務づけられているのでしょうか。

A16. A15記載の他の公益活動を行う限り、刑事弁護活動を行う義務が課せられている訳ではありません。企業内弁護士であっても、刑事弁護活動を経験することが望ましいといえますが、受任の可否は、所属企業によりスタンスが異なるようです。なお、刑事弁護活動を行う場合、オフィスでの情報の扱い等には十分に留意する必要があります。

Q17. 業務の関係上、公益活動を行うことが困難ですが、どうすればよいでしょうか。

A17. 年度毎に6万円の公益活動負担金会費を大阪弁護士会に納付することにより、公益活動の履行に替えることが可能です。

Q18. 企業内弁護士向けの委員会はありますか。

A18. 弁護士業務改革委員会第三部会は、企業内弁護士の業務支援等を活動目的の一つとしており（他に上場会社関連の職域拡大等を扱っています）、部会の参加者の多くが企業内弁護士です。第三部会では、企業内弁護士が参加し易いように、部会の開催時刻を18時～としており、弁護士会館まで足を運ぶのが難しい場合は、スカイプを利用した会議参加も認められています。

Q19. 勤務先が弁護士会館から遠く、就業時間中にレターケースへの配布物を取りに行くのが難しいのですが、レターケースへの配布物を送付してもらえないでしょうか。

A19. レターケース配布物サービス（有償）の利用が可能です。同サービスは、大阪弁護士会所属の企業内弁護士である利用者から、配送業者（ヤマト運輸株式会社）に対し、毎月2回、利用者のレターケース内配布物を利用者の指定する送付先宛に送付するよう委託するものです。

詳細は弁護士業務改革委員会担当事務局（企画部会員サポート課）にお問い合わせください。

Q20. 個人事件を受任することは可能でしょうか。

A20. 企業によって扱いが異なりますので、所属企業にご相談ください。

Q21. 大阪弁護士会の会派に入会することは必要でしょうか。

A21. 会派の入会は任意ですが、会派に入会している企業内弁護士の方も多いようです。なお、会派に入会すると、交友関係が広がるとともに、弁護士会関係その他の情報が入手し易くなるといったメリットを実感される方が多いようです。

Q22. 他社の企業内弁護士と情報交換等を行うことを希望していますが、企業内弁護士から構成される団体等はあるでしょうか。

A22. 大阪弁護士会関係では、企業内弁護士が多く参加する委員会（部会）として、A18に記載のとおり、弁護士業務改革委員会第三部会があります。

任意団体としては、日本組織内弁護士協会（J I L A）があり、多くの企業内弁護士が入会しています。関西支部も設置されており、定例会の開催等、各種行事が行われています。

以上

【お問い合わせ】

企画部会員サポート課

TEL 06-6364-1372